

6. 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	
地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	940,765千円
(歳出)	
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	11,614,749千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費
社会福祉	社会福祉事業	126,068
	児童福祉事業	4,654,130
	母子福祉事業	457,402
	高齢者福祉事業	340,459
	障害者福祉事業	1,934,414
	生活保護事業	950,755
	小計	8,463,228
社会保険	国民健康保険事業	647,920
	高齢者医療事業	771,121
	介護保険事業	925,936
	年金事業	416
	小計	2,345,393
保健衛生	医療対策事業	205,282
	予防対策事業	525,805
	保健指導事業	75,041
	小計	806,128
合計		11,614,749

財源内訳				
特定財源			一般財源	
国（県）支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	その他
36,371		961	14,906	73,830
3,148,142	32,300	81,839	233,810	1,158,039
208,895			41,745	206,762
149,610		40,487	25,260	125,102
1,346,456		20,188	95,374	472,396
699,347			42,233	209,175
5,588,821	32,300	143,475	453,328	2,245,304
81,369			95,171	471,380
		10,443	127,782	632,896
39,688			148,874	737,374
416				
121,473		10,443	371,827	1,841,650
140			34,460	170,682
113,464			69,267	343,074
4,307			11,883	58,851
117,911			115,610	572,607
5,828,205	32,300	153,918	940,765	4,659,561